



4 反訴の提起により請求する内容

- (1) 被告らは、主債務者と連帯して金6,505,000円及び次の表の左欄に掲げる額につき、それぞれ同表の右欄に掲げる日の翌日から支払済みまで、年12.25パーセントの割合で計算した違約金を支払うこと。

元	金	償 還 期 日
	799,000円	平成5年6月20日
	951,000円	平成6年6月20日
	951,000円	平成7年6月20日
	951,000円	平成8年6月20日
	951,000円	平成9年6月20日
	951,000円	平成10年6月20日
	951,000円	平成11年6月20日

- (2) 仮執行宣言付きの判決を得たいこと。  
(3) 訴訟費用は、被告らの負担とすること。

5 反訴の提起に関する取扱い

訴訟において、上記請求が認容されないときは、上訴するものとする。

(提案理由)

鹿児島地方裁判所令和3年(ワ)第378号債務不存在確認請求事件が提起されたことに伴い、被告らに対して貸付金の償還等を請求するため、反訴を提起しようとするものである。